

# 小学校・総 則

## ～総則は平成30年度から先行実施です！～

平成30年度及び平成31年度の教育課程編成に当たっては、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）第1章の規定（第3の1(3)イ プログラミング教育を除く。）によります。小学校学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）の内容も確認し、円滑な教育課程の編成に向け、計画的・組織的な取組を進めるようお願いします。

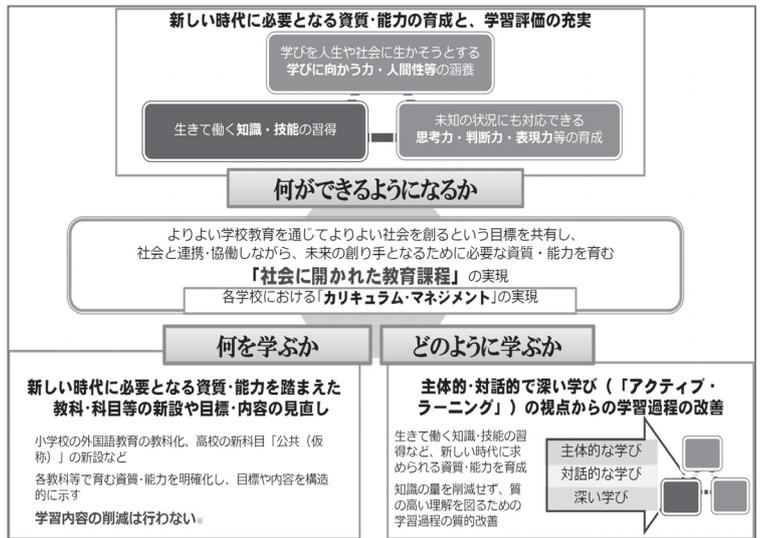
### 1 改訂の基本的な考え方

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

- (1) 教育基本法・学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。

その際、子供たちに求められる資質・能力は何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。

- (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成。
- (3) 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。



### 2 改正の要点

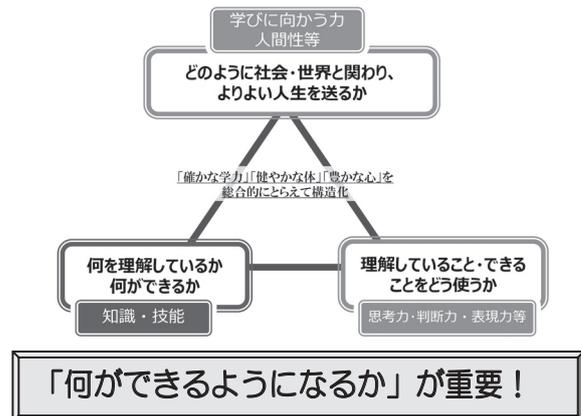
#### (1) 育成を目指す資質・能力の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有するとともに、育成を目指す資質・能力を明確にすることで、教育活動の充実を図る。

#### 育成すべき資質・能力の三つの柱

- ア 知識及び技能が習得されるようにすること
- イ 思考力、判断力、表現力等を育成すること
- ウ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

これらが偏りなく実現できるようにすること。

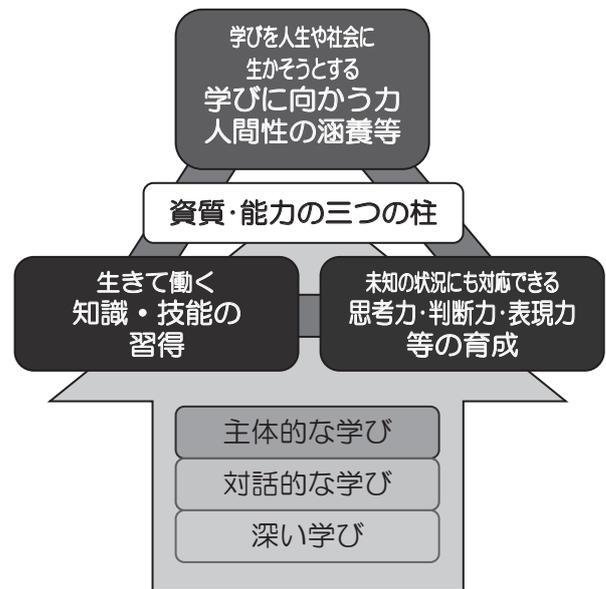


## (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

### 留意事項 6 点

- ア 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- イ 授業の方法や技術のみを意図するものではなく、児童に目指す資質・能力を育むために、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ウ 各教科等における学習指導の質を向上させるものであること。
- エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で実現を図っていくものであること。
- オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。
- カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。



## (3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要がある。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。

そのため、学校全体として、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努める。

### カリキュラム・マネジメントの三つの側面

- ア 児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- イ 教育内容の質の向上のために、各種調査結果やデータ等<sup>\*</sup>に基づいて、児童の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ウ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること。

※埼玉県学力・学習状況調査（以下、県学調）及び全国学力・学習状況調査（以下、全国学調）を活用すること。特に、県学調では、「学力の伸び」と「指導」の関係に着目し、どのような指導

が児童を伸ばしたのかを学校全体で共有し、授業改善に生かすこと。また、全国学調では、当該学年だけでなく学校全体の教員が問題を解くことで児童が身に付けるべき資質・能力や児童の躰きを把握し、授業改善に生かすこと。

#### (4) 教育内容の主な改善事項

##### ア 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（国語）
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動の充実（総則、各教科等）

##### イ 理数教育の充実

- ・ 日常生活等から問題を見いだす活動（算数）や見通しをもった観察・実験（理科）などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（算数）、自然災害に関する内容の充実（理科）

##### ウ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化（国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（音楽）、和食や和服（家庭）などの指導の充実

##### エ 道徳教育の充実

- ・ 先行する道徳の特別教科化（平成30年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

##### オ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（総則）、自然の中での集団宿泊体験活動の重視（特別活動等）

##### カ 外国語教育の充実

- ・ 中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

##### キ その他の重要事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びの充実のため、小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実を図るとともに、幼保小、小中といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（総則、各教科等）
- ・ 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- ・ 情報活用能力（プログラミング教育を含む）の育成
  - \* 児童がコンピュータ等で文字を入力する等の基本的な操作を習得するための学習活動
  - \* 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動（これについては、新小学校学習指導要領第1章第3の1(3)イに規定されており、平成30年度・31年度に適用することとしていないが、各学校の判断で当該規定の内容を取り入れた指導を行うことが可能）

##### ク 子供たちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

- ・ 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実（総則、特別活動）
- ・ 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（総則、各教科等）
- ・ 日本語の習得に困難のある児童や不登校の児童への教育課程（総則）

### 3 移行措置

#### (1) 移行期間

移行期間は、平成30年4月1日から平成32(2020)年3月31日までの2年間とする。この間、現行の小学校学習指導要領について、特例を設け、移行措置を行う。(平成29年7月7日付け文部科学省告示第93号)

#### (2) 移行期間中の授業時数

移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、平成29年改正省令附則第2項及び第3項の規定によるとともに、同項の定めるところ以外については現行の学校教育法施行規則別表第1及び第2の2によるものであること。その際、特に次の事項に留意すること。

ア 外国語活動の授業時数は、第3学年及び第4学年においては15単位時間、第5学年及び第6学年においては15単位時間増加させた50単位時間とし、総授業時数は、第3学年から第6学年まで各学年において15単位時間増加させること。

イ 外国語活動の授業時数は、平成32(2020)年度から本格実施される新小学校学習指導要領に円滑に移行するために最低限必要となる内容について指導するためのものであること。

ウ 各学校が現行の教育課程に更に15単位時間の授業時数を加えて確保することが困難な場合など、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができること。なお、本特例は、来年度から直ちに、週当たりの授業時数を増加することや土曜日を活用すること、外国語教育充実のための教員研修等の実施により夏季、冬季等の休業日の期間を短縮することが困難な場合があることなどに鑑み、移行期間に限り講じる措置であること。なお、移行期間中の小学校等における総合的な学習の時間については、平成32(2020)年度からの実施を見据え、中学校等以後の教育における探究的な学習への円滑な接続・発展を図る観点から、探究的な学習の過程を一層重視し、質的充実を図ることが求められること。

エ 各学校の判断により、移行期間中に新小学校学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは可能であること。

#### (3) 教育課程編成の一般方針等

小学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新小学校学習指導要領第1章の規定(新小学校学習指導要領第1章第3の1(3)イを除く。)を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

#### (4) 各教科等ごとの特例の概要等

ア 特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動については、新小学校学習指導要領によること。(ただし、総合的な学習の時間については、新小学校学習指導要領第5章第3の2(9)の後段の部分を除く。)

イ 算数については、新小学校学習指導要領の一部を追加又は適用すること。また、それに応じて現行小学校学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこと。

ウ 理科については、現行小学校学習指導要領の一部を省略すること。

エ 国語及び社会については、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができることとするが、現行小学校学習指導要領による場合には、新小学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用すること。

オ 生活、音楽、図画工作、家庭及び体育については、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができること。

カ 外国語活動については、新小学校学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

【現行の標準授業時数】

区分	各教科の授業時数									道徳	外国語活動	学総合 習合的 時間な	特別活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	306 (9)	-	136 (4)	-	102 (3)	68 (2)	68 (2)	-	102 (3)	34 (1)	-	-	34 (1)	850 (25)
第2学年	315 (9)	-	175 (5)	-	105 (3)	70 (2)	70 (2)	-	105 (3)	35 (1)	-	-	35 (1)	910 (26)
第3学年	245 (7)	70 (2)	175 (5)	90 (2.6)	-	60 (1.7)	60 (1.7)	-	105 (3)	35 (1)	-	70 (2)	35 (1)	945 (27)
第4学年	245 (7)	90 (2.6)	175 (5)	105 (3)	-	60 (1.7)	60 (1.7)	-	105 (3)	35 (1)	-	70 (2)	35 (1)	980 (28)
第5学年	175 (5)	100 (2.9)	175 (5)	105 (3)	-	50 (1.4)	50 (1.4)	60 (1.7)	90 (2.6)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	980 (28)
第6学年	175 (5)	105 (3)	175 (5)	105 (3)	-	50 (1.4)	50 (1.4)	55 (1.6)	90 (2.6)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	980 (28)
合計	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	209	70	280	209	5645

※ ( ) 内は週当たりのコマ数

【移行期間（平成30・31年度）の標準授業時数】

区分	各教科の授業時数									で特 ある の道 徳科	外国語活動	学総合 習合的 時間な	特別活動	総授業時数		
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育							
第1学年	306 (9)	-	136 (4)	-	102 (3)	68 (2)	68 (2)	-	102 (3)	34 (1)	-	-	34 (1)	850 (25)		
第2学年	315 (9)	-	175 (5)	-	105 (3)	70 (2)	70 (2)	-	105 (3)	35 (1)	-	-	35 (1)	910 (26)		
第3学年	245 (7)	70 (2)	175 (5)	90 (2.6)	-	60 (1.7)	60 (1.7)	-	105 (3)	35 (1)	15 (0.4)	55 (1.6)	70 (2)	35 (1)	945 (27)	960 (27.4)
第4学年	245 (7)	90 (2.6)	175 (5)	105 (3)	-	60 (1.7)	60 (1.7)	-	105 (3)	35 (1)	15 (0.4)	55 (1.6)	70 (2)	35 (1)	980 (28)	995 (28.4)
第5学年	175 (5)	100 (2.9)	175 (5)	105 (3)	-	50 (1.4)	50 (1.4)	60 (1.7)	90 (2.6)	35 (1)	50 (1.4)	55 (1.6)	70 (2)	35 (1)	980 (28)	995 (28.4)
第6学年	175 (5)	105 (3)	175 (5)	105 (3)	-	50 (1.4)	50 (1.4)	55 (1.6)	90 (2.6)	35 (1)	50 (1.4)	55 (1.6)	70 (2)	35 (1)	980 (28)	995 (28.4)
合計	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	209	130	220	280	209	5645	5705

※ **ゴシック** は現行と異なる部分

【新課程の標準授業時数】

区分	各教科の授業時数									で特 ある の道 徳科	外国語活動	学総合 習合的 時間な	特別活動	総授業時数	
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						外国語
第1学年	306 (9)	-	136 (4)	-	102 (3)	68 (2)	68 (2)	-	102 (3)	-	34 (1)	-	-	34 (1)	850 (25)
第2学年	315 (9)	-	175 (5)	-	105 (3)	70 (2)	70 (2)	-	105 (3)	-	35 (1)	-	-	35 (1)	910 (26)
第3学年	245 (7)	70 (2)	175 (5)	90 (2.6)	-	60 (1.7)	60 (1.7)	-	105 (3)	-	35 (1)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	980 (28)
第4学年	245 (7)	90 (2.6)	175 (5)	105 (3)	-	60 (1.7)	60 (1.7)	-	105 (3)	-	35 (1)	35 (1)	70 (2)	35 (1)	1015 (29)
第5学年	175 (5)	100 (2.9)	175 (5)	105 (3)	-	50 (1.4)	50 (1.4)	60 (1.7)	90 (2.6)	70 (2)	35 (1)	-	70 (2)	35 (1)	1015 (29)
第6学年	175 (5)	105 (3)	175 (5)	105 (3)	-	50 (1.4)	50 (1.4)	55 (1.6)	90 (2.6)	70 (2)	35 (1)	-	70 (2)	35 (1)	1015 (29)
合計	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	140	209	70	280	209	5785

※ **ゴシック** は移行期間と異なる部分

## (5) 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の1から3までにより新小学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

- ア 小学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容については、新小学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- イ 移行期間中に新小学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新小学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- ウ 移行期間中に新小学校学習指導要領によることができるとされていない事項（新小学校学習指導要領第1章第3の1(3)イに規定する事項を含む。）及び教科についても、新小学校学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。
- エ 現行小学校学習指導要領及び新小学校学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32(2020)年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
- オ 算数については、文部科学省が、移行期間中に指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。
- カ 外国語活動については、文部科学省が、移行期間中に指導すべきとされている現行学習指導要領及び新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を今年度中に予定していることから、当該補助教材を適切に使用するなどして指導を行うこと。また、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成32(2020)年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。なお、文部科学省においては、小学校等の外国語教育の充実に当たって、上記補助教材の配布に加え、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしていること。

## (6) 関連事項

移行期間中に実施する中学校等の入学者選抜に係る学力検査における出題範囲については、小学校特例告示の内容に留意し、各学年に児童が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。また、平成28年3月31日付の通知（28文科初第1828号）の「2. 留意事項」の（2）を踏まえ、平成32(2020)年度以降に実施する中学校等の入学者選抜における学力検査については、新小学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、中学校等の入学者選抜に当たっては、新小学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。その際、小学校特例告示の内容にも十分留意すること。